

とちぎ男女共同参画センター（南館）指定管理者公募要領

栃木県は、とちぎ男女共同参画センター（南館）（以下「センター」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びとちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例（平成7年栃木県条例第40号。以下「設置管理条例」という。）第8条の2第1項の規定により、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1 公募する施設の概要

(1) 基本的性格

センターは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会を目指し、男女共同参画施策を推進するための拠点施設として位置づけられており、栃木県の男女共同参画に関する施策の継続的・安定的な実施、並びに県民及び事業者による男女共同参画に関する取組に対する支援や交流の場の提供、県内市町の男女共同参画関連施設等と連携していく上での中心的役割を果たしていくことが求められます。

このような基本的性格に基づき、センターの利活用促進に向け、センター保有の諸機能が効果的に発揮されるような管理運営を行うことが必要です。

設置目的	男女共同参画の推進を図り、もって豊かで活力ある社会の形成に資する。
担うべき機能	①男女共同参画社会の実現に向けての情報を幅広く収集、整理し、利用者の多様なニーズに対応するとともに、県民の自主的活動を支援するための情報提供を行う。 ②男女共同参画社会の実現に向けての各種の調査研究を行う。 ③女性を取り巻く様々な問題や、複雑多様化する悩みに対応するため総合的な相談を行う。 ④男女共同参画社会の実現に向けての啓発、学習の機会を提供する。 ⑤男女共同参画社会に関する県民の自主的、主体的な活動を支援するとともに交流の場を提供する。

(2) 施設の内容

名称	とちぎ男女共同参画センター（南館）（愛称：パルティィ）
所在地	栃木県宇都宮市野沢町4番地1
開館年月	平成8年4月
規模等	
①敷地面積	30,992.76㎡（栃木県母子家庭等就業・自立支援センターを併設）
②延床面積	7,021.71㎡ （南館6,799.09㎡、車庫兼倉庫186.62㎡、自転車置場36.00㎡）
③構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
④階高	地上3階（一部地下1階）
⑤施設	1階 パルティィホール、研修室101、情報ライブラリー、こどものへや、アトリウム、ギャラリー、相談室、ホワイエ、レストラン、パルティィショップ、事務室等 2階 ライフアトリエコーナー、交流サロン、会議室、研修室201、研修室202、研修室203、調理実習室、印刷編集室、事務室、ファミリールーム 3階 OA研修室、研修室301、研修室302、研修室303、研修室304、和室1、和室2、パフォーマンススタジオ、ラウンジ、ギャラリー 屋外テニスコート 駐車場（第1・第2・第3駐車場、業務用駐車場）

入居団体等	県の出先機関：とちぎ男女共同参画センター 公益財団法人とちぎ男女共同参画財団 公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会（栃木県母子家庭等就業・自立支援センター） 栃木県女性団体連絡協議会
-------	--

*施設の概要については、とちぎ男女共同参画センターのホームページを参照してください。

ホームページアドレス（<http://www.parti.jp/>）

2 管理の基準

(1) 休館日・利用時間

休館日	①国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ②毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その日の以後のその日に最も近い休日以外の日） ③12月29日から翌年1月3日までの日
利用時間	午前9時から午後9時まで（日曜日は、午後5時まで） なお、やむを得ない理由がある場合には利用時間区分以外の時間に利用することができる。

※指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができます。また、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用時間を変更することができます。

※センター内には、県の出先機関：とちぎ男女共同参画センターの事務室がありますが、勤務時間は次のとおりです。

- ・事業推進課 火～土 8:30～17:15
- ・相談支援課 月～金 8:30～20:00

※日曜日については、センターに入居する（公財）とちぎ男女共同参画財団の職員が午前8時30分から午後5時30分まで勤務しています。

(2) 公平な利用の確保

指定管理業務を行うに当たっては、地方自治法、設置管理条例及び同条例施行規則（平成7年栃木県規則第63号。以下「規則」という。）の規定に基づき、県民の公平な利用を確保しなければなりません。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）及び「栃木県障害者差別解消推進条例」（平成27年栃木県条例第14号）により、障害を理由とした不当な差別的取扱いが禁止されていること及び障害者への合理的配慮の提供義務があることに留意しなければなりません。

(3) 施設環境の保持及びサービスの向上

指定管理者は、施設を常に清潔に保ち、利用者に対するサービスの向上を図り利用者の増加に努めるとともに、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応しなければなりません。

(4) 関係法令等の遵守

指定管理業務を行うに当たっては、地方自治法その他の関係法令、関係条例、関係規則、とちぎ男女共同参画センターの管理に関する協定（案）（以下「協定書」という。）等を遵守しなければなりません。

(5) 個人情報の保護

指定管理業務を行うに当たっての個人情報の取扱いについては、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）が適用され、個人情報の適正な管理が義務づけられるとともに、従事者（その退職者を含む。）にも個人情報の漏えい防止義務が課せられる（同条例第12条）こととなり、罰則も適用されます。（同条例第58条、第59条、第60条）

なお、個人情報の適正な取扱いの具体的な内容等については、協定書で定めることとします。

(6) 秘密保持義務

指定管理者又はセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、指定管理業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため利用してはなりません。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とします。

(7) 利用料金の設定

施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の設定については、事前に知事の承認が必要です。利用料金は、別紙「利用料金の設定可能範囲」に記載する各施設、付属設備及び器具ごとに示した金額の範囲内で提案してください。その提案の考え方については、事業計画書に明示してください。

また、利用料金の免除等については、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができることになっています（設置管理条例第10条）ので、指定管理者として料金を減免しようとするものについては、その具体的内容を示してください。

なお、利用料金体系については、県の承認を受けた上で変更できるものとしますが、変更が認められた場合には、利用者に対し、十分な告知期間を設け、新たな利用料金体系の適用期日より前に事前予約等をしている利用者に対して、不利益にならないよう対応してください。

(8) 情報公開

指定管理者は、栃木県情報公開条例（平成11年度栃木県条例第32号）第30条の2の規定に基づき指定管理業務に関して保有する情報の開示及び提供を推進するため必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。具体的には、栃木県と協議の上、文書等の開示規程等の整備を行うとともに、センターの管理に関する経営状況等の公表を行うこととなります。

(9) 行政手続条例の適用

施設の「利用許可」に係る行政処分を行うに当たり、指定管理者には栃木県行政手続条例（平成7年栃木県条例第39号）が適用され、その範囲において行政庁として行政手続条例に規定する責務を負うこととなります。

(10) 危機管理

災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じ、栃木県及び関係機関等に通報できる体制を構築するとともに、日頃から必要な訓練等を行ってください。

(11) 施設設備及び備品等の維持管理

指定管理者は、センターの施設設備及び備品等の維持管理を適切に行わなければなりません。

(12) 環境への配慮

指定管理業務を行うに当たっては、電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）などの環境配慮を行うとともに、協定書に定める環境への配慮に留意しなければなりません。

3 業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務の範囲は①～④のとおりとします。指定管理者は、業務の一部については、栃木県の承認を得た上で、第三者に委託し、又は請け負わせることができることとしますが、業務の全部又は主要な業務（夜間の利用者への対応等、主要な業務の一部の実施に限られるもの等は除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

なお、主要な業務は、協定書別紙1「とちぎ男女共同参画センター指定管理業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めることとします。

- ①センターの施設の維持管理に関すること
- ②センターの利用にかかる事務（有料施設等の利用許可に関するものを含む）に関すること
- ③センターの施設の運営に関すること
- ④その他上記業務に附帯する業務を行うこと

*具体的な業務内容及び管理基準については協定書別紙1「仕様書」を参照してください。

(2) 自主事業

「自主事業」とは、センターの設置目的を果たすため、利用許可基準の範囲内で、指定管理者が実施する事業を指します。施設の利用促進につながるなど、施設の有効利用に資する自主事業があれば積極的に提案してください。

なお、実施する場合には、申請時に具体的な事業計画を示すとともに、以下の留意事項を遵守しなければなりません。

【留意事項】

- ・自主事業に要する経費に栃木県が支払う委託料をあててはならない。
- ・指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ栃木県と協議し、その承認を得ることとする。その際、設置管理条例及び規則に定める使用料等を栃木県に支払う場合がある。
- ・自主事業の内容によっては、行政財産の目的外使用許可が必要となる。
- ・自主事業がセンター利用にふさわしくない場合は許可しない。
- ・事業計画書において提案された自主事業の可否については、栃木県と協定を締結する際に、あらかじめ協議するものとする。なお、提案された自主事業が認められない場合、申請自体を辞退するおそれがある場合は、必ずその旨を事業計画書に明示すること。

(3) 行政財産の目的外使用許可

レストラン、自動販売機の設置、電柱の敷設、公衆電話の設置、売店、事務室を使用する場合の使用許可等については、指定管理者の業務の範囲外であり、行政財産の目的外使用許可が必要となる場合があります。

4 指定管理者として指定する期間

指定の期間は、平成31（2019）年4月1日から平成36（2024）年3月31日までの5年間とします。

なお、この期間は、栃木県議会での議決により正式に確定することとなりますので、留意してください。

また、管理を継続することが適当でないとするときは、指定を取り消すことがあります。

5 県が支払う委託料の上限額等

- (1) 指定期間中に県が支払う委託料は、次の額を上限とし、災害等の特別な場合を除き原則として増額しませんので、事業計画及び収支計画立案の際には注意してください。

平成31（2019）年度（H31（2019）.4.1 ～ H32（2020）.3.31）
123,500千円（うち消費税及び地方消費税の額 10,197千円）
平成32（2020）年度（H32（2020）.4.1 ～ H33（2021）.3.31）
124,700千円（うち消費税及び地方消費税の額 11,336千円）
平成33（2021）年度（H33（2021）.4.1 ～ H34（2022）.3.31）
124,700千円（うち消費税及び地方消費税の額 11,336千円）
平成34（2022）年度（H34（2022）.4.1 ～ H35（2023）.3.31）
124,700千円（うち消費税及び地方消費税の額 11,336千円）
平成35（2023）年度（H35（2023）.4.1 ～ H36（2024）.3.31）
124,700千円（うち消費税及び地方消費税の額 11,336千円）
合計 622,300千円

なお、委託料の上限額は、経費総額から以下の金額を差し引いた額です。

- ①利用料金収入見込額
- ②飲料用自動販売機設置収入見込額の2分の1

(2) 委託料の精算

指定管理業務を栃木県が示した基準どおりに確実に実施する中で、経費の削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。また、指定管理者の運営に起因して不足額が生じた場合にも、原則として補填は行いません。

ただし、指定管理者による施設及び設備の修繕を計画的に行うため、指定期間を通じて修繕費に剰余金が生じたときは、精算により修繕費の返還を求めます。

- ・委託料のうち、修繕費の額（指定期間総額）
18,182千円（うち消費税及び地方消費税の額 1,622千円）

(3) 口座管理及び区分経理

- ・指定管理業務に係る収入及び支出は、指定管理者の他の口座とは別の口座で管理すること
- ・指定管理業務に係る会計処理は、他の事業から区分して経理すること
- ・指定管理業務に係る会計書類は、各会計年度の終了後、5年間保存すること

6 応募の資格等

(1) 応募者の資格は、次の①～⑥の全ての条件を満たすものとします。

- ①指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であること。
(法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。)
- ②栃木県内に本店又は主たる事務所を有していること。
- ③法人その他の団体及びその構成員については、次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (イ) 栃木県から指名停止措置を受けている者
 - (ウ) 県税（地方消費税を含む。）を滞納している者
 - (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続きを開始している法人等
 - (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 - (カ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により栃木県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者
 - (キ) 県議会議員、知事、副知事、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員又は委員
- ④法人その他の団体の役員（取締役、監査役、理事、監事等、法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）又は使用人（支配人及び支店又は営業所等の代表者である者をいう。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項（都道府県暴力追放運動推進センター役職員の守秘義務）を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴

力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 暴力団の構成員等

(オ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により栃木県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない法人その他の団体及びその構成員の役員又は使用人であった者

(カ) 県議会議員、知事、副知事、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員又は委員であって、法人その他の団体において、会長、理事長、常務理事等の経営権を有する役職（ただし、名称にかかわらず、経営権のない名誉職的な役職である場合を除く。）又は監事若しくは監査役に就任している者

(キ) 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から5年を経過しない者

⑤センターの管理に必要な免許、資格等を有すること。申請者が指定管理業務の一部について再委託を予定している場合には、再委託先が必ず必要な免許、資格等を有していること。

⑥7（2）の現地説明会に出席した者であること。

(2) 個人若しくは法人その他の団体で構成する共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）で応募する場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる個人、法人その他の団体を定めてください。

(3) コンソーシアムの場合、主たる構成員が栃木県内に本店又は主たる事務所を有していることが必要です。

(4) 単独で応募した団体がコンソーシアムの構成員となること及びコンソーシアムの構成員である団体等が他のコンソーシアムの構成員となることはできません。

(5) コンソーシアムの場合、指定申請の受付期間経過後は、代表、構成員を変更することはできません。

7 公募要領等の配布期間、現地説明会等

(1) 公募要領等の配布

配布期間：平成30（2018）年7月20日（金）から同年9月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

配布時間：午前8時30分から午後5時15分まで

配布場所：栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課

上記期間中は、栃木県ホームページ（「栃木県 男女共同参画 お知らせ」で検索）でもダウンロードできますので、御利用ください。

なお、郵便での配布は行いません。

配布書類：公募要領、協定書等

問合せ先：栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課男女共同参画担当 薄井、平倉

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館7階

電 話 028-623-3074

ファクシミリ 028-623-3150

メールアドレス seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp

(2) 現地説明会

開催日時：平成30（2018）年8月3日（金）午前10時から

開催場所：とちぎ男女共同参画センター研修室

内 容：公募要領等の説明及びセンターの施設見学

申込方法：平成30（2018）年8月1日（水）午後5時15分までに、別添の現地説明会参加申込書（様式11）を電子メール又はファクシミリで、栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課まで送付してください。出席者

は、1団体3名までとします。

留意事項：現地説明会への出席が応募資格となり、また当日配布する資料もありますので、応募予定者は必ず出席してください。出席しなかった団体等からの申請は受け付けませんので、注意してください。

なお、参加申込書を送付した際には、必ず電話で送付の確認をしてください。確認のない場合に発生したトラブルに関しては一切考慮しません。

(3) 公募に関する質問

受付期間：平成30（2018）年7月20日（金）から同年8月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

提出方法：別添の質問書（様式12）を電子メール又はファクシミリで、栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課まで提出してください。（電話や来訪など口頭での質問にはお答えできません。現地説明会で出された質問についても、質問書（様式12）による提出を求める場合があります。）

回答方法：事前に提出のあった質問書に対する回答は、平成30（2018）年8月3日（金）の現地説明会において回答するほか、現地説明会当日に提出された質問書に対する回答も含めて、8月10日（金）までに、質問者及び現地説明会参加者全員に電子メール又はファクシミリにて回答します。また、随時、栃木県ホームページ（「栃木県 男女共同参画 お知らせ」で検索）にも掲載しますので確認してください。

留意事項：質問書を送付した際には、必ず電話で送付の確認をしてください。確認のない場合に発生したトラブルに関しては一切考慮しません。また、申請書類の提出後や指定管理者の候補者の選定後に本要領等関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

8 申請の手続き

(1) 提出書類

指定管理者の指定申請に当たっては、次の書類を提出してください。

①指定管理者指定申請書（様式1）

②コンソーシアムにより申請する場合には、コンソーシアム構成員表（様式2-1）及びコンソーシアム構成員の役割分担等に関する調書（様式2-2）

③以下の内容を記載した事業計画書（様式3）

センターの設置目的を踏まえ、魅力ある施設の管理運営及びサービスの提供を実現するため、以下の項目について具体的に記載してください。

ア 管理及び運営に関する基本方針

- ・男女共同参画の推進を図るための拠点施設であるセンターを管理運営するに当たっての総合的な基本方針
- ・指定期間5年間の達成目標の設定
- ・上記目標の達成状況の評価方法
- ・県民の利用促進を図るための実施方針
- ・利用許可（行政処分）を行うに当たっての実施方針
- ・収入確保を図るための実施方針
- ・経費縮減を図るための実施方針
- ・環境コストの低減への具体的な方策等
- ・施設の維持管理業務の実施方針（ア、センターの管理上必要な資格と資格者の配置、イ、業務の一部を再委託する場合には、それらの業務内容及び委託先の選定方法、ウ、再委託する業務の点検・管理方法などを含めた考え方を示してください。）
- ・地域への働きかけや他施設（他の県有施設、市町の男女共同参画関連施設、大学等）との連携、協力及び交流に対する考え方
- ・利用者や近隣住民から寄せられた苦情に対する処理体制と解決方法

- ・事故及び火災等災害発生時の必要な措置（連絡体制、避難誘導、応急措置等）と事前の研修計画
- ・センターの日常の安全管理（想定される事故等の防止策）に対する考え方

イ 指定期間の年度ごとのセンターの管理及び運営に関する業務の実施計画

- ・「管理の基準」に示されている利用時間を参考にセンターの利用時間について提案してください。また、提案にあたっての考え方についても示してください。現在の利用時間を変更する場合には、周知の方法など対応についても示してください。
- ・「管理の基準」に示されている休館日を参考に、利用者の利便性やセンターの収益性を考慮した休館日の提案とその考え方について示してください。現在の休館日を変更する場合には、周知の方法など対応についても示してください。
- ・「規則」第5条第2項に基づく利用申請期間について、利用者の利便性やニーズを考慮した申請期間の提案とその考え方について示してください。また、現在の利用申請期間を変更する場合には周知の方法など対応についても示してください。
- ・利用料金の提案とその考え方について示してください。
- ・利用料金の減免、還付の基準の提案とその考え方について示してください。
- ・運営体制（提案された利用時間に業務を実施する基本的な勤務体制（シフト））について示してください。
- ・利用許可事務の流れについて示してください。
- ・情報ライブラリーの管理運営について、ア. 管理運営方針、イ. 提供するサービス内容、ウ. イのサービス内容を踏まえた職員配置を示してください。
- ・指定管理者が取り組む「とちぎ男女共同参画センター利用促進事業」について、ア. 指定期間中の継続的な事業実施の考え方と事業計画、イ. 各年度（平成31（2019）年度～平成35（2024）年度）に実施する事業についての具体的な提案（事業内容、実施時期、必要な概算予算等）を示してください。
なお、事業内容の詳細は協定書別紙1「仕様書」を参照してください。
- ・男女共同参画拠点施設として、男女共同参画の推進活動による利用促進を図るための方策
- ・県、市町村及び関係団体が実施する男女共同参画事業への協力方法
- ・センター施設の機能や設備を有効に活用するための方策
- ・利用者のニーズの把握とサービス向上を図るための方策
- ・「自主事業」に関する実施計画
- ・現在の管理受託者以外が申請する場合は、平成31（2019）年4月1日から業務を遂行するための移行計画等

ウ 年度ごとのセンターの管理及び運営に要する経費及び利用料金収入見込額

- ④年度ごとの当該施設の管理及び運営業務に係る収支予算書（様式4）
- ⑤指定の申請に係る当該施設の管理及び運営業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類（様式5）
- ⑥指定の申請に係る当該施設の管理及び運営業務に関し知り得た個人情報の適正な取扱いを確保するために講ずべき措置について定めた書類（様式6）
- ⑦団体の設立趣旨、組織、事業内容等の概要を記載した書類（様式7）
- ⑧役員の名、住所及び略歴を記載した書類（様式8）
- ⑨応募資格の消極的要件に該当しない旨の宣誓書（様式9）
- ⑩定款、寄附行為その他これらに準ずるもの（定款、寄附行為のない団体にあつては、団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類）
- ⑪申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書、貸借対照表、損益計算書又は収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

- ⑫申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
 - ⑬法人による申請の場合登記事項証明書
 - ⑭個人若しくは法人で構成するコンソーシアムによる申請の場合
 - コンソーシアムを構成する各法人の登記事項証明書
 - コンソーシアムを構成する各個人の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）
 - ⑯県税、地方消費税の納税証明書（納税義務者でない場合は、「未納の税額がないことの証明書」）
 - ⑰センターの類似施設に係る維持管理業務の実績について記載した書類、情報ライブラリーの管理運営業務等の実績について記載した書類、団体の男女共同参画の取組状況等について記載した書類（様式7）
 - ⑱その他、知事が必要と認める書類
- *コンソーシアムによる申請の場合、(1)の⑦及び⑧、⑩～⑫、⑭～⑰（コンソーシアムを構成する個人の場合は、⑪及び⑫、⑭及び⑰）については、構成員ごとに提出してください。

(2) 提出部数6部（正本1部、副本5部）

様式は原則として日本工業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。

(3) 提出期間等

提出期間：平成30（2018）年8月20日（月）から同年9月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

提出時間：午前8時30分から午後5時15分まで

提出方法：下記提出先まで郵送又は持参とします。郵送の場合は9月21日（金）までの午後5時15分必着とします。

*郵送の場合、封書の表に赤字で「とちぎ男女共同参画センター指定管理者申請書」、裏に申請者の住所、氏名を必ず記入してください。なお、簡易書留・特定記録によらない郵便の事故等については、一切考慮しませんので、注意してください。

(4) 公募要領等の配布場所、公募に関する質問及び提出書類の提出先

栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課男女共同参画担当 薄井、平倉

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館7階

電話 028-623-3074

ファクシミリ 028-623-3150

メールアドレス seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp

(5) 留意事項

- ①申請者が次の要件に該当する場合は、その者を選定審査の対象から除外します。
 - ・複数の事業計画書を提出した場合
 - ・提出書類に虚偽又は不正な記載があった場合
 - ・その他不正な行為があった場合
 - ・申請者が選考委員会委員と接触があった場合若しくは接触しようとした場合
- ②事業計画書等の著作権は、申請者に帰属しますが、栃木県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で利用できることとします。
- ③応募に関して必要となる経費は、申請者の負担とします。
- ④提出された書類は、返却しません。
- ⑤提出された書類は、栃木県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、開示することがあります。
- ⑥指定申請の提出期間経過後の書類の差し替えは認めません。
- ⑦栃木県が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

⑧指定申請の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出してください。

9 指定管理者の候補者の選定

(1) 各申請者から提出された書類については、事務局において形式審査を行います。

(2) 「とちぎ男女共同参画センター指定管理者選考委員会の組織及び運営に関する要綱」に基づき設置された「とちぎ男女共同参画センター指定管理者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において申請者からのプレゼンテーションを受け、評価・採点を行い、申請者の順位を決定します。

なお、応募者多数の場合は、提出書類をもとに第一次審査として書類審査による選考を実施することがあります。

(3) 選考委員会委員の専門分野等は以下のとおりです。

- ・公認会計士（1名）
- ・男女共同参画に関する専門知識を有する者（1名）
- ・所管部局職員：栃木県県民生活部職員（1名）

なお、率直な意見交換が損なわれるおそれがあること、また、申請者の信用情報に関する内容等が取り上げられる可能性があるため、選考委員会は非公開とします。

(4) プレゼンテーションについて

①日程

平成30（2018）年10月10日（水）9時30分から予定しています。詳細は、後日申請者に対して文書で通知します。

②方法

- ・プレゼンテーションは、1団体3名以内の者の出席を求めて実施します。
- ・プレゼンテーションの内容は、選考委員に対する事業計画書の説明及び質疑です。
- ・プレゼンテーションの時間は、1申請者当たり30分（説明20分、質疑応答10分）を予定しています。

(5) 選考基準

選考を行うに当たっての審査項目・審査のポイント及び配点は以下のとおりです。

評価体系	審査項目	配点
1 基本的事項 (40点)	① 平等利用・適正な権限行使 申請者の策定した基本方針及び業務の実施計画等は、以下のとおり住民の平等利用の確保を図るものとなっているか。 ・施設運営における住民平等な利用について考慮されているか。 ・事業内容に偏りがあり、一部の住民に利用者が限定されることはないか。 ・合理的な理由なく、一部の利用者を制限又は優遇していることはないか。	5
	② 提案の合目的性・的確性 申請者の策定した基本方針及び業務の実施計画等は、当該施設の設置目的に適合する内容となっているか。 また、業務内容は、県民ニーズを十分に把握し、県民サービスの向上を図るものとなっているか。	5
	③ 提案の具体性 申請者の策定した業務の実施計画は、当該施設の利用促進や経費節減に対する取組が具体的に示されているか。	10

	④ 提案の実現性 申請者の策定した業務の実施計画は、事業内容や事業量を適切に把握し、実現性が高い内容となっているか。	5
	⑤ 個人情報保護 申請者は、プライバシーポリシーの策定及び公表、事業者内部の責任体制の整備、個人情報の取扱いを外部に委託する場合の監督体制の整備、従業員に対する教育研修など、個人情報保護に関する措置を既に行っているか。 また、申請者の策定した個人情報の安全管理体制、委託先も含めた従業員の研修計画等は個人情報保護のために十分なものとなっているか。	5
	⑥ 安全対策（自己・災害発生時の対応） 事故又は災害発生時に講ずるべき対応策（連絡体制の整備、避難誘導、応急措置等）及び業務従事者への研修計画等は適切なものとなっているか。	5
	⑦ 安全対策（安全対策・防災対策） 事故等を防止するための事前の安全管理対策及び防災対策は適切なものとなっているか。	5
2 事業者評価 (20点)	① 人的基礎 申請者が計画している職員体制及び配置人員（現場責任者、有資格者、指揮系統、責任権限等）は適切なものとなっているか。 また、一部業務を第三者に委託する場合、その業務の範囲、理由及び委託先に対する考え方は適切なものとなっているか。	5
	② 経理的基礎 申請者の現在の事業活動状況や経営状況等から、申請者は提案内容のとおり安定的に施設の管理運営を行う財政基礎を有していると認められるか。	5
	③ 申請者の経営理念・姿勢等 申請者の経営理念や方針は、当該施設の指定管理者としてふさわしいものとなっているか。 また、指定管理に取り組むに当たっての申請者の姿勢は、積極的かつ真摯なものとなっているか。	5
	④ 過去の実績 申請者の、類似施設の管理運営実績や関連業務の実施状況等から、申請者は当該施設を良好に管理運営するためのノウハウ等を有していると認められるか。	5
3 アイデア等評価 (20点)	① 改善性 申請者が策定した業務の実施計画は、施設の運営（運営時間、運営方法、利用料金、周知方法等）の改善を図るものとなっているか。 また、申請者から提案された自己評価手法は、当該施設の特性にふさわしく、かつ、業務改善につながるものとなっているか。	5
	② 独創性 申請者の策定した業務の実施計画及び提案した自主事業の内容は、創意工夫や斬新性が認められ、利用者の利便性の向上や施設の魅力度の向上に寄与するものとなっているか。	10
	③ 社会性 申請者の策定した業務の実施計画は、以下の項目に配慮した内容となっているか。	5

	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、高齢者及び子どもの利用に対する配慮 ・省エネ、環境（騒音・公害対策、ごみ削減等）への配慮 ・地域貢献、地域住民への配慮 	
4 価格等評価 (20点)	① 経済性 申請者が作成した収支計画は、事業内容が漏れなく反映され、かつ、過大又は過小な見積りはなく、収支のバランスがとれたものとなっているか。 また、収支計画は、経費の節減に努める内容となっているか。	5
	② 提案価格評価 申請者からの提案価格に対する得点は、以下により算定する。 ただし、最低点数は0点とする。 (算定式) $\text{得点} = \text{配点} - (\text{最低提案価格からの増加率}^* \times 0.5)$ $\text{増加率}(\%) = \{ (\text{提案価格} - \text{最低提案価格}) / \text{最低提案価格} \} \times 100$	15
合 計		100

(6) 評価基準

選考委員会において評点審査を行うための評価基準は以下のとおりです。

評価	点数
大変優れている	配点 × 1.0
優れている	配点 × 0.8
普通	配点 × 0.6
やや劣っている	配点 × 0.4
劣っている	配点 × 0.2

(7) 最低基準

① 指定管理候補者として選定されるための最低基準点は、総得点の100分の60とします。

② 審査の結果、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合は再公募又は非公募により指定管理者候補者を選定します。

(8) 選定結果の公表及び通知

選定結果については、原則として公表することとし、栃木県ホームページ（「栃木県 男女共同参画 お知らせ」で検索）に掲載するとともに、申請者に対して通知します。

10 指定管理者の候補者選定後の手続等

(1) 指定管理者の候補者との協議

指定管理者の候補者となった者と指定管理業務の細目について協議を行います。この場合、栃木県は必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとします。

なお、候補者と協議が整わない場合は、選考委員会において次点となった申請者を指定管理者の候補者として協議を行うこととなります。

(2) 指定管理者との協定締結

指定管理者候補者の選定後、指定管理者候補者と細目について協議し、適正と認められた場合は、議会の議決及び指定管理者の指定後に、県と指定管理者との間で協定を締結します。ただし、協定締結又は協定発効以前に、指定管理者が財務状

況の悪化や社会的信用の喪失など、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況となった場合は、協定を締結しない又は協定を解除することがあります。

また、県は、指定管理者候補者が議会の議決を得られなかったとき、協定を締結しなかったとき又は協定を解除した場合にあっても、指定管理者候補者が本件に関して支出した費用については補填しません。

(3) 協定の内容

協定の内容については、別添協定書を予定しています。

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、栃木県及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。

1.1 栃木県と指定管理者のリスク分担

栃木県と指定管理者のリスク分担については、協定書別記3「リスク分担表」のとおりです。

1.2 施設の修繕について

指定管理者による施設及び設備の修繕を計画的に行うため、半期ごとに、前期の修繕実績及び当期の修繕計画を報告してください（1.4事業報告書等に定期的に報告を求める書類を記載しています）。

また、修繕計画について必要があると認められる場合、県はその変更を指示することとします。

なお、施設の改築・修繕等の実施区分や費用負担については、協定書別記4「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」のとおりとします。

1.3 モニタリング

栃木県は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

(1) 利用者アンケート調査

指定管理者が提供する県民サービスが、真に県民ニーズに適したものとなっているかを把握するため、利用者の満足度などについて、利用者アンケートで毎月把握してください。指定管理者は、利用者アンケートの結果及び対応状況について、月ごとにまとめ、翌月20日までに1.4(2)の月例報告書として栃木県に報告してください。

(2) 自己評価

指定管理者は、管理運営業務について、利用者アンケート結果等に基づき、毎年度自己評価を実施し、その報告書を1.4(1)の事業報告書とともに、栃木県に提出してください。

なお、自己評価については、当該施設にふさわしい方法を事業計画書に記載してください。

(3) 栃木県による評価項目

栃木県は、事業計画書に基づく指定管理業務が適正に実施されているか、指定管理者による管理運営状況を下記項目ごとに評価し、その結果を毎年公表します。なお、評価に際しては、必要に応じて外部有識者の意見を聴くことがあります。

- ①住民の平等利用の確保
- ②施設の効用の最大限発揮
- ③管理を安定的に行う物的人的基礎
- ④個人情報保護
- ⑤その他（管理運営上の特記事項等）

(4) その他随時報告等

指定管理者は、随時、栃木県から管理業務及び経理の状況等について、提出を求められた場合、報告書を作成し提出してください。

(5) 改善勧告等

毎月の利用者アンケートの結果及び毎年度の事業報告書等に基づき、業務内容に改善が必要と栃木県が認める場合には、栃木県はその都度、立入検査を行い、協議の上、指定管理者に対して業務改善勧告、是正勧告等を行います。

なお、改善勧告等によっても改善が認められない場合や指定管理者の業務が業務の基準を満たしていないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消すことがあります。

(6) 帳簿類等の提出

監査委員等が栃木県の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は関係帳簿類その他の記録を提出しなければなりません。

14 事業報告書等

(1) 事業報告書（年度毎）

指定管理者は、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度事業終了後、原則として60日以内に、センターに関する事業報告書を栃木県に提出してください。事業報告書に記載する主な事項は、次のとおりです。

- ①センターの管理業務の実施状況及び利用者の利用状況
- ②センターの利用料金収入の実績
- ③センターの管理に係る経費の収支状況
- ④施設修繕の実施状況
- ⑤サービスの向上を図った事項と成果
- ⑥管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容
- ⑦その他、センターの管理の実態を把握するために栃木県が必要と認める事項

(2) 月例報告書

指定管理者は、次に掲げる事項について毎月20日までに前月の状況を栃木県に提出してください。

- ①センターの利用状況
- ②センターの利用料金収入の実績
- ③利用者アンケートの結果及びその対応状況

(3) 半期報告書

指定管理者は、次に掲げる事項について、半期終了後速やかに半期の状況を栃木県に提出してください。

- ①施設管理に係る経理実績報告
- ②前期の修繕実績及び当期の修繕計画

(4) 事業計画書

指定管理者は、毎年度2月末日までに、センターに関する次年度の事業計画書を作成し栃木県に提出してください。事業計画書に記載する主な事項は、次のとおりです。

- ①管理執行体制
- ②指定管理業務に係る当該年度の収支予算案
- ③事業計画
- ④その他栃木県が必要と認める事項

(5) その他随時報告等

指定管理者は、随時、栃木県から管理業務及び経理の状況等について、提出を求められた場合、報告書を作成し提出して

ください。

15 事業の継続が困難となった場合の措置等

事業の継続が困難となった場合等における措置については、次のとおりです。

(1) 報告義務

指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに栃木県に報告をすることとする。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

①指定の取消し

栃木県は、指定管理者が次の各事項に該当するときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消すことができることとする。

- ・法人その他の団体が倒産（解散）したとき。
- ・財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難であると認められるとき。
- ・協定書の事項に関して重大な違反をしたと認められるとき。
- ・地方自治法の規定による監査を拒否又は妨害したと認められるとき。
- ・個人情報の保護に関する取扱いに関して重大な欠陥があると認められるとき。
- ・関係法令、条例又は規則に関して重大な違反をしたと認められるとき。
- ・指定管理者が、公募に際して虚偽の記載をし又は申し立てたと認められるとき、又は組織的な違法行為を行った場合など、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断される時。
- ・その他指定管理者として不適格と認められるとき。

②指示

栃木県は、指定管理者が次の事項に該当するときは、地方自治法第244条の2第10項の規定により、必要な指示を行い、指示に従わないときは、同条第11項の規定により、指定を取消し又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができることとする。

- ・公募要領に定める応募資格条件を失ったと認められるとき。
- ・財務状況が悪化し、管理運営業務の履行に影響があると認められるとき。
- ・協定書の事項に関して違反をしたと認められるとき。
- ・個人情報の保護に関する取扱いが不適切であると認められるとき。
- ・関係法令、条例又は規則に関して違反したと認められるとき。
- ・その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

③改善勧告

①及び②にまでは至らない軽微な事項に該当するときは、栃木県は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合等には、栃木県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、必要な指示を行い、指示に従わないときは、同条第11項の規定により、指定を取消し又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(3) 損害賠償等

指定管理者は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し等をされた場合において、栃木県に損失が生じたときは、その損失を補償しなければなりません。また指定管理業務の執行に当たり、指定管理者の責に帰すべき事由により栃木県に損害を与えたときは、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。

(4) 委託料の返還

指定管理者は、指定を取り消されたとき、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、栃

木県の請求により委託料の全部又は一部を返還しなければなりません。

(5) その他

- ①不可抗力その他指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、栃木県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。
- ②自己の都合により指定管理者側から指定の取消を求める場合には、引き継ぐ管理業務に支障を及ぼさないよう適切な猶予期間をもって申し出をするものとします。

16 原状回復及び事務引継ぎ

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、センターの運営が滞りなく円滑に実施されるよう、速やかに原状回復して施設、設備、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに栃木県又は後任の指定管理者等に対して十分な業務の引継ぎを行わなければなりません。なお、指定管理者は引継ぎに要する費用を負担することとなります。ただし、原状回復について栃木県の承認を得たときはこの限りではありません。

17 その他

(1) 引継ぎ

- ①指定管理者は、平成31（2019）年4月1日から円滑かつ支障なく、センターの管理運営業務ができるように、前管理者から引継ぎを受けてください。なお、引継ぎに要する経費は指定管理者の負担とします。
- ②平成31（2019）年4月1日以前において、既に利用申込みのあった貸館利用や実施が決定している事業については、原則として前管理者から引継ぐこととします。

(2) 栃木県からの要請への協力

- ①栃木県から、センターの管理運営並びにセンターの現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行ってください。
- ②その他、栃木県が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、イベント、視察、センターの管理に関する会議、監査・検査等）への参加・支援・協力・実施を、積極的かつ主体的に行ってください。

(3) 栃木県と指定管理者で協議・調整を要する事項

これまでの規定のほか、次の事項に関する事項は、栃木県と指定管理者で調整又は協議を行うこととします。

- ①施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合
- ②指定期間中に管理運営内容が変更される場合
- ③指定期間中に施設の大規模改修などにより施設利用を休止する場合
- ④その他、本要領や仕様書等に記載のない事項

なお、③に関連して、指定管理期間中にパーティホール特定天井の改修工事を予定しており、当該工事期間中はその供用を一定期間休止することが見込まれます。実際の工事実施期間及び休止期間等については、県と指定管理者が協議し、調整することとします。

また、センターの休止に伴う委託料への影響について県と指定管理者で協議し、必要と認められる場合、委託料を変更することとします。

〔改修工事の概要〕

- ① 主な工事内容：パーティホールの特定天井改修工事ほか
- ② 工事実施期間：未定
- ③ 供用休止期間：未定

※一部、機材の搬入用通路の設置等はあるものの、原則としてパーティホール以外の施設利用は可能

(4) センター事務室等の使用

センターの管理に直接携わる指定管理者は事務室、更衣室、倉庫棟のスペースは、無償で使用できますが、指定管理者の本社機能、公の施設の管理に直接携わらない職員が利用するスペースなどは、行政財産の目的外使用許可の対象となる場合があります。

(5) 保険への加入

指定管理者は、指定期間中、利用者及び来館者に係る保険として、現在センターが加入している補償額以上の施設賠償責任保険に加入してください。現在の保険範囲等については、協定書別紙2を参照してください。

(6) 文書の管理・保存

指定管理者は、栃木県文書等管理規則（平成13年栃木県規則第17号）に準じて、指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等については、協定書別記1「文書管理上の留意事項」に基づき、適正に管理・保存しなければなりません。

(7) 情報公開

指定管理者は、栃木県情報公開条例第30条の2に基づき、指定管理業務を行うにあたり、作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が保有しているものの情報の開示及び提供を行うこととします。

(8) 予約の優先

指定期間前に、前管理者が受けた予約は尊重してください。

(9) 物品の使用等

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、栃木県の所有に属する設備施設及び備品等を使用することができます。なお、使用の際には、栃木県との調整協議が必要になります。

(10) ネーミングライツ（施設命名権）

指定期間中にネーミングライツパートナー契約に基づく通称を用いることになった場合は、指定管理者は、変更された通称を使用することになります。また、施設の命名権に付随してネーミングライツパートナーが実施することができる権利がある場合は、その円滑な実施に向けて協力してください。

18 センターの利用状況等諸資料

以下の資料は、現地説明会当日に配布します。

(1) 施設の状況

- ・施設の概要
- ・施設の詳細
- ・施設の全体図（平面図・敷地図）
- ・施設利用料金
- ・附属設備及び器具
- ・センターパンフレット

(2) 組織の状況

- ・(公財)とちぎ男女共同参画財団の組織図

(3) 運営状況 (H27~H29)

- ・施設利用料金収入実績
- ・施設別利用状況
- ・収支決算書
- ・修繕費の実績
- ・行政財産使用許可一覧

19 問い合わせ先

栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課男女共同参画担当 薄井、平倉

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館7階

電 話 028-623-3074

ファクシミリ 028-623-3150

メールアドレス seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp